

独立行政法人
勤労者退職金共済機構発表
令和2年3月30日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
総務部長 鈴木 一光
人事課長 齋藤 直哉
電話（直通）03-6907-1241
（直通）03-6731-2861

職員の懲戒処分等について

独立行政法人勤労者退職金共済機構（理事長 水野正望）は、下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

- （1）被処分者
独立行政法人勤労者退職金共済機構の管理職
- （2）処分の事由
バス利用の通勤届を提出し通勤手当を受給していたにもかかわらず、常例としてバスの乗車をせず、バス運賃相当額を不適正に受給していたもの
- （3）処分の量定
減給
- （4）処分年月日
令和2年3月27日

また、通勤経路の変更を届けることなしに通勤届よりも低額な通勤経路に変更することにより、差額を不適正に受給していた一般職員については、同日、文書厳重注意の措置を講じました。